

中央労働委員会で第3回調査がおこなわれ、2013年の一時金について神奈川県労働委員会に不当労働行為の救済申立をおこないました

7月14日、神奈川県労働委員会で不当労働行為とされた2012年夏期一時金交渉問題での再審査の第3回調査が中央労働委員会でおこなわれ、全労災側から約30人が参加し、調査をみまもりました。第4回は9月3日におこなわれます。

また、全労災は6月27日に、2013年度の夏期一時金と年末一時金の問題でも、労働者健康福祉機構と厚生労働省に不当労働行為(不誠実団交・支配介入)があったとして、神奈川県労働委員会に不当労働行為救済申立をおこないました。今回の申立で、2012年度夏期一時金問題は中央労働委員会で、2013年度夏期・年末一時金問題は神奈川県労働委員会で、並行で争われます。